

電子証明書の取り扱いについて

電子証明書(裁判所のポータルサイトの書類など)は、真正性の確保という点でご自宅のプリンターなどで印刷されたものを原本として扱うことができません。

下記1～4のいずれかの方法で、原本照合する必要があります。

1. 発行機関であるオーストラリア連邦巡回及び家庭裁判所から文書を直接当館領事班宛に PDF ファイルで送信してもらう。
2. 発行機関から届いたメールを窓口で領事班職員に提示してから領事班宛にメールを転送する。
3. 窓口でポータルサイトへログイン(注釈1)し、その場でダウンロードした文書を PDF ファイルで領事班宛にメールを送信する。
4. オーストラリアにおける公証制度(Certified Copy)による公証を受けた印刷物を2通提出する。※ただし、この場合、公証文に「原本(Original)と相違ない」旨の記載がされている必要があります。

当館領事班 E メールアドレス:japanese-consulate@mb.mofa.go.jp

(注釈1) ご来館前にポータルサイトのアカウントを作成する必要があります。

【ステップ1】

以下のサイトにアクセスし、詳細を入力してアカウントを作成。

<https://www.comcourts.gov.au/pip/individual/new>

【ステップ2】

'Request access to your file'を選択し、クライアント ID とファイル番号(Divorce Order 右上に記載)を入力してください。

※クライアント ID が分からない場合は、1300 352 000 に電話で照会する。若しくはご自身及び相手の氏名、生年月日、住所を support@comcourts.gov.au 宛にメールで照会する。詳しくはオーストラリア連邦裁判所のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.fedcourt.gov.au/online-services/commonwealth-courts-portal/user-guide>